

地方独立行政法人桑名市民病院の名称変更に伴う関係規程の整理に関する規程

平成24年3月28日

(目的)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から法人名を変更することに伴い関係規程の整理について必要な事項を定めることを目的とする。

(題名、目次及び本則の改正)

第2条 法人名を変更することに伴い現に施行されている規程の題名、目次及び本則中「地方独立行政法人桑名市民病院」を「地方独立行政法人桑名市総合医療センター」に、「桑名市民病院」を「桑名西医療センター」に、「桑名市民病院分院」を「桑名南医療センター」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。